# 一般社団法人神奈川県作業療法士会 地域支援活動助成金事業実施要綱

### 第1条 趣旨

一般社団法人神奈川県作業療法士会(以下「県士会」という。)は、会員が神奈川県内で神奈川県民を対象に行 う地域活動を支援するため、会員主体の任意団体の活動に助成します。

#### 第2条 助成対象団体

次に掲げる要件の全てに該当する任意団体(法人格の有無は問わない)

- (1) 代表者が県士会の正会員(以下「会員」という。)であること
- (2) 5名以上によって構成されていること
- (3) 構成員の過半数以上が会員であること なお、県内の作業療法士養成校に通う学生は会員と同等として扱う
- (4) 同じ活動内容で他の助成金を受けていないこと

#### 第3条 助成対象事業

助成対象事業は、以下のとおりとする。

- (1)神奈川県内で実施され、県民の健康増進や暮らしの豊かさの実現、地域社会の課題解決などにつながる事業であり、公益性があること。
- (2) 予算の積算等が適正であり、事業を提案した団体が当該事業を実施すること。
- (3) 指定した期間に実施する事業であること。
- (4) 1団体あたり1事業のみとする。
- (5)以下に該当しない事業であること
  - ・事業が直接的に営利を目的とするもの。
  - ・特定の個人や団体が利益を受けるもの。
  - ・宗教・政治・選挙活動に関するもの。
  - ・その他公序良俗に反するもの

### 第4条 助成金

- 1 助成金の額は、1団体5万円を上限とし、最大3団体までとする。なお、予算の都合や審査結果により、申請額から減額して助成額を決定する場合がある。
- 2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。

### 第5条 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が助成対象事業を実施するために要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 福利厚生費
- (2) 旅費交通費
- (3)消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 賃借料
- (6) 通信運搬費
- (7)委託費

- (8) 諸謝金
- (9) 雑費

### 第6条 助成金の交付申請手続

- 1 助成金の交付申請は指定した期間に限り受け付ける。
- 2 助成金を受けようとする助成対象団体の代表は、交付申請期間内に助成金交付申請書(様式1)、収支予算書(様式2)、団体名簿(様式3)及びその他必要に応じて参考となる資料を添付のうえ提出するものとする。

#### 第7条 助成事業の決定等

- 1 提出された助成金交付申請書の内容を理事会で審査し、助成の可否及び助成金の額を決定するものとする。
- 2 前項による決定結果を、申請のあった助成対象団体の代表に通知するものとする。

### 第8条 事業内容の変更申請

助成対象団体の代表は、助成金の交付決定を受けた事業について、その内容を変更する必要が生じた場合は、変 更申請書(様式4)を会長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

### 第9条 申請の取下げ

助成対象団体の代表は、助成金の交付決定を受けた事業について、やむを得ない事情により中止する場合は、ただちに事業中止届(様式5)を県士会事務局に提出するものとする。

### 第10条 実績報告

助成対象団体の代表は、助成金の交付決定を受けた事業が完了したときは、事業完了日から1ヶ月を経過した日までに、実績報告書(様式6)に収支報告書(様式7)及びその他参考となる資料を添付のうえ、県士会事務局に提出するものとする。

### 第11条 成果の報告

他の団体の参考とするため、実績報告で報告された「助成対象事業の内容・成果」等について、総会での報告、 県士会ニュースでの紹介や県士会ホームページ等を活用し広く周知する。

#### 第12条 助成金の交付

- 1 助成対象団体の代表は、助成金の交付を受けようとするときは、第10条に規定する実績報告書と併せて、助成金交付請求書(様式8)及び領収書の写しを提出するものとする。
- 2 実績報告書及び添付書類、助成金交付請求書並びに領収書の写しを受理した後、理事会にてその交付すべき 助成金の額を確定し、交付するものとする。また、第13条の規定による仮払いにより助成金を交付した場合は、 精算により交付または還付を行うものとする。

### 第13条 仮払い

- 1 助成対象団体の代表は、助成金の仮払いを希望する場合は、原則として事業開始日の1ヶ月前までに会長に仮払金交付申請書(様式9)を提出するものとする。
- 2 仮払金交付申請書を受理した場合は、助成金交付決定額の100%以内の額について仮払いを行うものとする。

### 第14条 助成金の返還

交付決定者が次の各号の一に該当すると認められる場合には、次条に定める変更承認があった場合を除き、この 法人は支給した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき。
- (2) 助成金を支給目的に沿わない使途において使用したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
- (6) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき。

### 第15条 要綱の改廃

この要綱の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

### 第16条 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項は理事会が別途定める。

### 第17条 附則

この要綱の規定は、令和6年4月1日以降の交付申請から適用する。

令和7年9月17日一部改訂

団体名	
代表者職・氏名	

# 令和〇年度地域支援活動助成金事業 助成金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

1.助成対象事業のテーマ							
2.助成対象事業の開催予定日時	令和令和	年年	月月	日から 日まで	(計	時間程度)	
3.対象者							
4.助成金申請額	旅費交 消耗品 印刷製 賃借料	搬費:					
5.助成対象事業の目的・求める成果							

6.直近 1 年の活動内容	
	住所:
7.事務局連絡先	氏名:
	TEL:
	FAX:
	E-mail:

団体名	
代表者職・氏名	

# 令和○年度地域支援活動助成金事業

# 収支予算書

### ◆収入の部

勘定項目	予算額	内容

合計 円

# ◆支出の部

勘定項目	予算額	内容

合計 円

団体名	
代表者職・氏名	

# 令和○年度地域支援活動助成金事業

# 団体構成員名簿

氏名	住所	連絡先	勤務地	メールアドレス

団体名	
代表者職・氏名	

# 令和○年度地域支援活動助成金事業

# 変更申請書

先に決定を受けた地域支援活動助成金事業について、下記のとおり変更を申請します。

	変更前	変更後
1.助成対象事業のテーマ		
2.助成対象事業の開催予定日時	令和年月日から令和年月日まで(計時間程度)	令和年月日から令和年月日まで(計時間程度)
3.対象者		
4.助成金申請額	福利厚生費: 旅費交通費: 消耗品費 : 印刷製本費: 賃借料 : 通信運搬費: 委託費 : 諸謝金 : 雑費 : 合計 :	福利厚生費: 旅費交通費: 消耗品費: 印刷製本費: 賃借料: 通信運搬費: 委託費: 諸謝金: 雑費: 合計:
5.助成対象事業の目的・求める成果		

6.変更理由		
	住所:	住所:
7.事務局連絡先	氏名:	氏名:
	TEL:	TEL:
	FAX:	FAX:
	E-mail:	E-mail:

団体名	
代表者職・氏名	

# 令和○年度地域支援活動助成金事業

# 事業休止届

下記理由等により事業を中止することとしましたので届け出をします。

1.助成対象事業のテーマ	
2.助成金交付決定額	
3.中止する理由	

団体名		
代表者職・氏名		

# 令和○年度地域支援活動助成金事業

# 実績報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

1.助成対象事業のテーマ						
	令和	年	月	日から		
2.助成対象事業の開催日時	令和	年	月	日まで		
					(計	時間程度)
3.対象者						
4.事業成果【300 字程度】						
5.事務局連絡先	住所: 氏名: TEL: FAX: E-mail	:				

<sup>※</sup>当日の配布資料、記録写真等を添付してください。

団体名	
代表者職・氏名	

# 令和〇年度地域支援活動助成金事業 収支報告書

### ◆収入の部

勘定項目	予算額	決算額	比較増減	備考

合計 円

# ◆支出の部

勘定項目	予算額	決算額	比較増減	備考

合計 円

団体名	
代表者職・氏名	

# 令和〇年度地域支援活動助成金事業 助成金交付請求書

下記のとおり助成金の交付を請求します。

īL			
1.助成金交付請求額	円		
2.助成金振込口座			
金融機関名			
本・支店名			
	(フリガナ)		
口座名義			
口座種別	普通・当座		
口座番号			

団体名	
代表者職・氏名	

# 令和〇年度地域支援活動助成金事業 仮払い交付請求書

下記のとおり助成金の仮払いを請求します。

口座番号

1.助成金交付決定額	円
2.仮払い申請額	円
3.仮払い金振込口座	
金融機関名	
本・支店名	
	(フリガナ)
口座名義	
口座種別	普通・当座